

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年4月27日
【事業年度】	第61期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）
【会社名】	株式会社アルトナー
【英訳名】	ARTNER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関口 相三
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西大物町5番2号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行って おります。）
【電話番号】	06（6445）7551
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 張替 朋則
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル2階
【電話番号】	06（6445）7551
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 張替 朋則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	6,331,692	7,002,175	7,174,725	8,102,991	9,242,360
経常利益 (千円)	794,098	893,656	910,457	1,032,341	1,203,054
当期純利益 (千円)	540,973	613,377	628,561	728,785	895,148
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	238,284	238,284	238,284	238,284	238,284
発行済株式総数 (株)	10,627,920	10,627,920	10,627,920	10,627,920	10,627,920
純資産額 (千円)	2,333,306	2,728,380	3,123,182	3,582,246	4,047,958
総資産額 (千円)	3,264,188	3,801,139	4,432,313	5,088,983	5,673,188
1株当たり純資産額 (円)	219.59	256.77	293.93	337.14	380.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	18.00 (7.50)	20.50 (10.00)	23.00 (11.50)	34.50 (14.00)	60.00 (20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	50.91	57.73	59.16	68.59	84.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.5	71.8	70.5	70.4	71.4
自己資本利益率 (%)	25.2	24.2	21.5	21.7	23.5
株価収益率 (倍)	18.1	14.3	14.6	12.7	11.8
配当性向 (%)	35.4	35.5	38.9	50.3	71.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	612,537	591,153	899,285	770,935	872,598
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	75,542	42,723	30,979	33,643	24,085
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	169,438	215,920	232,089	270,037	426,831
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	2,050,932	2,383,441	3,019,657	3,554,199	3,975,881
従業員数 (名)	881	1,002	1,079	1,180	1,276
株主総利回り (%) (比較指標: 配当込みTOPIX)	87.3 (87.2)	80.3 (96.1)	85.9 (105.7)	89.6 (113.2)	107.1 (121.1)
最高株価 (円)	2,370 (1,367)	1,075	1,116	939	1,084
最低株価 (円)	1,706 (560)	665	490	773	814

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。また、株主総利回りについては、第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

5. 最高株価及び最低株価は、2018年7月3日より東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第57期の株価については株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割後の最高株価及び最低株価を()内に記載しております。

6. 第57期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第一部指定記念配当2円50銭を含んでおります。
7. 第61期の1株当たり配当額には、設立60周年及び上場15周年記念配当17円を含んでおります。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、工業用手袋製造・青写真焼付の事業を行うことを目的として1953年8月に設立された有限会社関口興業社が、1950年代後半、わが国の高度成長期の時代を迎え、設計製作・設計製図トレースに関する事業に転進することとし、現代表取締役社長関口相三の親族等とともに出資することで、1962年9月に株式会社大阪技術センター(現当社)として設立されております。

株式会社大阪技術センター設立以後の事業内容の変遷は、次のとおりであります。

年月	事項
1962年9月	設計製作及び設計製図を主業務として、有限会社関口興業社及び現代表取締役社長関口相三の親族等の出資により、株式会社大阪技術センター(資本金30万円)を設立
1964年6月	本社(現大阪本社)を大阪市福島区に移転
1980年3月	本社を大阪市北区に移転
1986年11月	労働者派遣事業法の施行に伴い特定労働者派遣事業開始
1998年4月	株式会社大阪技術センターを株式会社アルトナーへ商号変更
2003年12月	一般労働者派遣事業許可取得
2004年2月	有料職業紹介事業許可取得
	大阪、東京の2本社制を敷き、東京本社を東京都港区に開設
2007年10月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2010年2月	東京本社を横浜市港北区に移転
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場 新卒技術者の教育研修を集中管理するラーニングセンターを大阪府吹田市に開設
2011年2月	組織を再編し、エンジニア事業本部傘下に営業所(宇都宮、横浜、名古屋、大阪)を設置 ヒューマンリソース事業本部傘下にヒューマンリソース事業部とハイパーアルトナー事業部を設置
2012年2月	ハイパーアルトナー事業部をハイパーアルトナー事業本部に名称変更
2013年2月	エンジニアエージェンシー事業本部を設置
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2016年2月	事業本部を集約し、エンジニア事業本部とヒューマンリソース事業本部に再編 エンジニア事業本部傘下にエンジニア事業部とハイパーアルトナー事業部を設置 ヒューマンリソース事業本部傘下に能力開発部とエンジニアエージェンシー事業部を設置
2017年10月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2018年2月	エンジニア事業本部傘下のエンジニア事業部とハイパーアルトナー事業部を廃止 エンジニア事業本部傘下にハイバリューグループ、ワイドバリューグループ、プロダクトバリューグループ、請負・受託グループを設置
2018年7月	東京証券取引所市場第一部に指定
2019年1月	採用、教育、営業の各部門を集約し、ラーニングセンター(現西日本ラーニングセンター)を同市内(吹田市)に移転
2020年3月	東日本ラーニングセンターを横浜市港北区に開設
2022年2月	ヒューマンリソース事業本部を廃止し、エンジニアエージェンシー事業本部と能力開発本部に組織機能を分割 エンジニアエージェンシー事業本部傘下に人材紹介グループ、キャリア採用グループ、新卒採用グループを設置
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、東京証券取引所プライム市場に移行

3【事業の内容】

(1) 技術者派遣事業及び請負・受託事業

当社は、主として設計技術者の人材派遣に特化した技術者派遣事業を、現在、宇都宮・横浜・名古屋・大阪の事業所を拠点として展開・運営を行っております。

技術者派遣事業とは、設計技術者を通じて、ソフトウェア（IoT機器に組み込まれるソフトウェアやネットワークシステムのアプリケーションソフトウェアの開発）、電気・電子（機器や装置の心臓部となる回路基板設計、信頼性評価）、機械（2D CAD・3D CADを使用して、機械が動く仕組みの設計）等の専門的技術を提供し、顧客企業の設計開発部門を支援する業務であります。

また、顧客企業より設計開発を受託する請負・受託事業を併せて行っております。

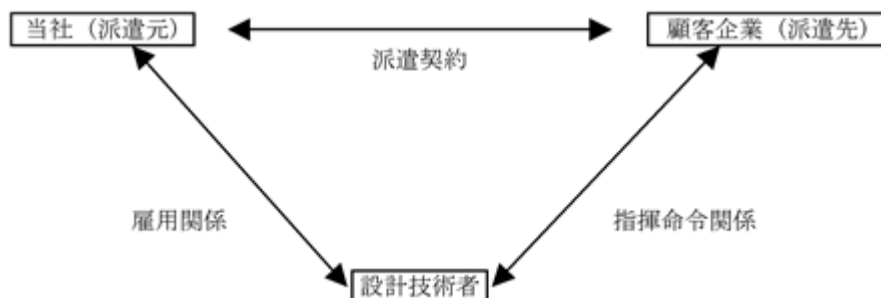
(2) 顧客企業との契約形態

当社が行う事業の契約形態には、派遣契約、請負契約等があります。当社は、主として派遣契約を顧客企業と締結することで事業を展開しておりますが、一部の顧客企業に対しては請負契約等を締結しております。

派遣契約

派遣契約は、派遣労働者となる設計技術者を雇用する当社（派遣元）と使用者である顧客企業（派遣先）とが分離していることで、設計技術者は派遣先の指揮命令のもと、派遣先の労働に従事するものであります。

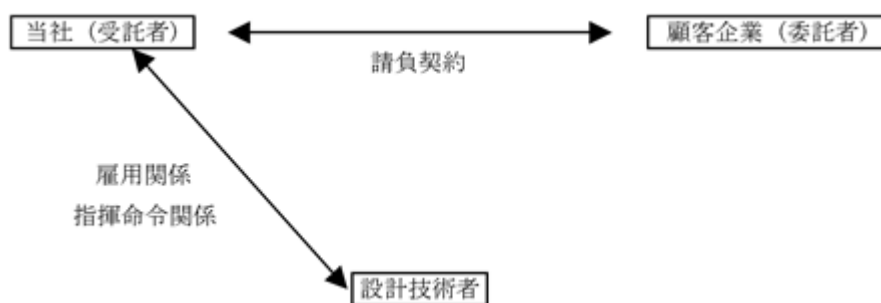
当社（派遣元）・顧客企業（派遣先）・設計技術者（派遣労働者）の関係を図示すると、以下のようになります。



請負契約

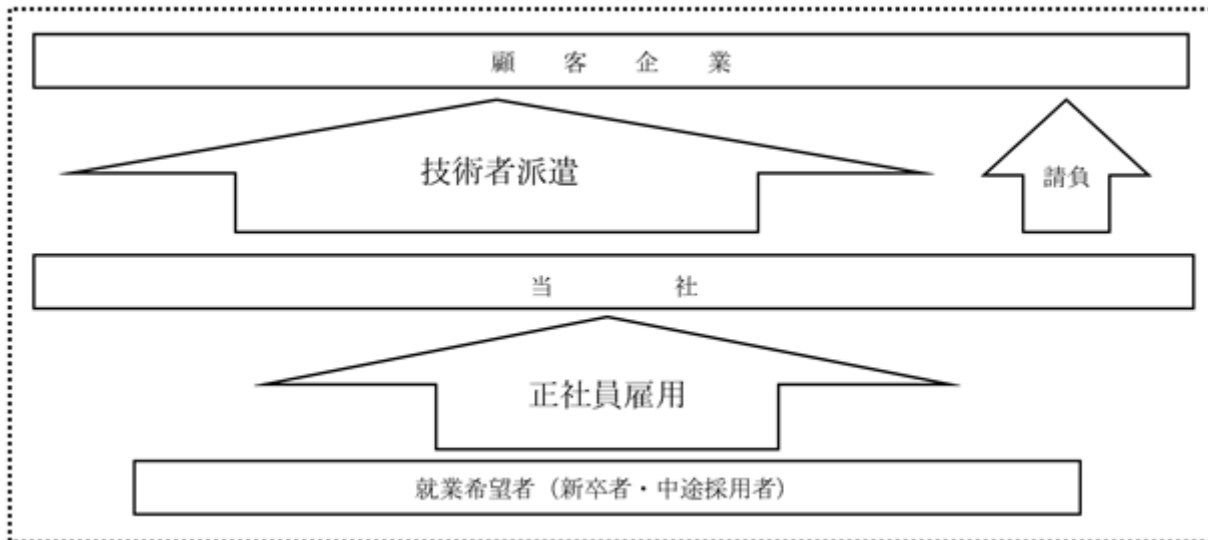
請負契約は、当社が顧客企業から業務を受託し、その業務遂行の指示や設計技術者の労務管理等について、一切の責任を当社が負い、顧客企業に成果物を納品するものであります。

当社（受託者）・顧客企業（委託者）・設計技術者の関係を図示すると、以下のようになります。



〔事業系統図〕

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,276	30.3	6.5	4,525,745

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、登録社員数は含まれておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、アルトナー労働組合と称し、2023年1月31日現在における組合員数は1,145名で、加盟する上部団体はU Aゼンセンであります。

なお、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、『エンジニアサポートカンパニー』という経営理念に基づき、顧客企業の持続的な成長に貢献するテクニカル・パートナーとして活動しております。永きにわたるこの基本姿勢は、多くの信頼と実績を築き上げ、業界のパイオニアとして確固たる地位を確立いたしました。

これからも、顧客企業、株主、従業員をはじめ、すべての社会の皆様からご支持、ご賛同いただける経営を推進し企業価値の拡大に努めてまいります。

(2) 経営戦略等

(中期経営計画の基本方針)

『持続的成長および次世代成長のための基盤を構築する』

『Make Value for 2022 to 2024』

(中期経営計画の基本施策)

セグメント戦略の推進

- ・セグメント別戦略の構築（採用・教育・配属・制度）
- ・セグメント別マーケットへの対応の確立
- ・新たな専門技術領域の開拓・模索
- ・多種多様な人財活用の推進
- ・シニア・女性・外国人労働者（留学生）の人財活用
- ・協力会社の活用・組織化（請負・受託体制の確立）

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の主たる事業である技術者派遣事業においては、稼働人員（技術者数×稼働率）×技術者単価×労働工数で算出される金額を売上高として、顧客企業に配属中の技術者の労務費等を売上原価として、社内にて教育研修（待機）中の技術者の労務費、スタッフ職の労務費等を販売管理費として、計上しております。

当社は、技術者数、稼働率、技術者単価を重要な経営指標と考え、更なる向上に努めてまいります。

(4) 経営環境

当事業年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、緩やかに持ち直しました。新型コロナウイルス感染症、ロシア・ウクライナ情勢、資源価格・為替の変動等により、顧客企業によっては、業績が下方に振れることがありましたが、当社の事業環境への大きな影響はありませんでした。先行きについては、2024年1月期の市場環境に関して、引き続き、メーカーの開発プロジェクトが活発な状況を予測しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の主要事業である技術者派遣事業は、採用、教育、営業、サポートというサイクルで構成されております。今後の事業拡大のため、当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(採用について)

当社の事業拡大のためには、優秀な技術者の確保・増員が必須要件と捉えています。したがって、採用基準の改善、採用機会の確保、多種多様な人財の採用、技術者の分野別・業務領域別構成の最適化、新卒採用・キャリア採用の構成の最適化により、市場ニーズに合致した質の高い人財の確保に努めてまいります。

また、新卒採用については、学生に対して会社説明会、面接等をWebや対面で実施し、選考参加者の確保に努め、定期的に大学等及び内定者に細かいフォローを行うとともに、内定者懇親会等の開催により、内定者の入社率向上に努めてまいります。

(教育について)

当社は、長年積み重ねた経験により構築した一般・社外実務・基礎・応用・キャリア研修の実施により、技術者のスキルアップに努めてまいります。

また、全社員向けに能力開発セミナー、管理職者向けに人間づくり研修の開催により、技術力・人間力の向上に努めてまいります。

(営業について)

当社は、新規開拓営業力の強化を図り、Web会議ツールも活用し、顧客ニーズに応じた技術者の人選、チーム派遣、請負・受託の編成等の提案により、取引先の確保・拡大に努めてまいります。

また、顧客企業との交渉に努め、適切な技術者の配置の実施により、技術者単価の増額等の取引条件の向上に努めてまいります。

(サポートについて)

当社は、技術者とのオンラインを含めた定期的な面談を通じ、希望・実情に応じた指導・アドバイス、専属カウンセラーのメンタルヘルスケアにより、モチベーション向上をサポートし、定着率向上に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(製造業の業績動向について)

当社は製造業を主要顧客とし、主にその設計開発部門に技術者を派遣しております。それら主要顧客が、事業を展開する国や地域で景気後退等の影響を受け、設備投資、研究開発を削減し、外部技術者の活用を減少させた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の売上構成比率が高い自動車関連メーカーにおいて、事業環境等に著しい変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(同業他社との競争について)

当社が属する技術者派遣業界が市場縮小や新規参入により、同業他社との競争が激化し、価格競争に陥った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(教育研修の効果について)

当社は、長年積み重ねた経験により構築した研修の実施により、技術者のスキルアップに努めております。しかしながら、研修の効果が想定通りに表れず、顧客評価が技術者単価の上昇に寄与しない場合、また、顧客の要望を充足できずクレームが生じる場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(適切な派遣先の確保について)

当社は、派遣先の確保・拡大に努めておりますが、技術者に対して、適切な派遣先が見つからず、技術者単価、稼働率の維持・向上に寄与しない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(労働工数の規制動向について)

当社の技術者の労働工数は、派遣先の業務状況に応じて確定いたします。関係諸法令の改正等の影響により、長時間労働に対する是正の動きが強まり、技術者の労働工数が大幅に減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(理工系学生の確保について)

当社は、理工系卒の学生を重要な経営資源としており、少子化等の影響により、理工系卒の学生人口が減少し、優秀な学生の確保が著しく困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(キャリア技術者の確保について)

当社は、職務経験を有する技術者を重要な経営資源としており、製造業の設計開発の活発化による転職希望のエンジニア不足により、キャリア採用競争が激化し、優秀なキャリア技術者の確保が著しく困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(情報管理について)

当社は、「プライバシーマーク」を取得するなど、個人情報・機密情報その他事業運営上知り得たすべての情報の適正な管理に努めておりますが、何らかの理由により情報が外部に流出した場合には、当社の社会的な信用等が失墜し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、サービスの安定供給のために適切なセキュリティ対策を施しておりますが、コンピュータウイルスや不正アクセス、自然災害等の予期せぬ事象により、システム障害等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(法的規制、許認可について)

当社事業に対する業務区分ごとの法的規制等は以下のとおりであります。

労働者派遣事業について

当社の主要事業である技術者派遣は、「労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」という。)に基づき、厚生労働大臣より下記の許可を受け行っております。

許認可名称	監督官庁	許可番号	許可年月日	有効期限
労働者派遣事業	厚生労働省	派27-020513	2003年12月1日	2026年11月30日

当社では、労働者派遣法及び関係諸法令等の遵守を最重要課題の一つに位置付け、内部監査を通じた法令等の遵守状況の監視、その他会議において法令等の遵守状況の定期的な確認を行うなど法令等遵守体制の整備に努めております。しかしながら、万一当社が法令等に抵触するなどして、事業の継続に支障をきたすこととなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働者派遣法第14条では、派遣元事業主が労働者派遣法第6条に定める欠格事由(主な事由として、当社が禁錮以上の刑に処せられ、または労働基準法、労働者派遣法、職業安定法などの労働に関する法律の規定、もしくは健康保険法、雇用保険法などの規定に違反し、あるいは刑法、出入国管理及び難民認定法等の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合、成年後見人、被保佐人または破産者となり復権を得ていない場合等)に該当したり、労働者派遣法及び職業安定法に違反した場合には事業許可の取消しや業務の停止を命じられる旨を定めておりますが、現時点において当社に該当する事由はありません。しかしながら、万一当社が法令等に抵触するなどして、事業許可の取消しや業務停止を命じられた場合には、事業継続が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、労働者派遣法を始めとする関係諸法令は、労働環境、社会情勢等の変化に応じ、規制や変更等の改正が適宜実施されております。

当社では、当該諸法令の改正の都度適切な対応を行っておりますが、関係諸法令の改定内容には拠るものの、当社事業に対して著しく不利な改定が行われた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有料職業紹介事業について

当社の有料職業紹介事業は、職業安定法に基づき、厚生労働大臣より下記の許可を受け行っております。

許認可名称	監督官庁	許可番号	許可年月日	有効期限
有料職業紹介事業	厚生労働省	27-コ-020355	2004年2月1日	2027年1月31日

職業安定法第32条の9では、人材紹介事業を行う者(法人である場合には、その役員を含む)が有料職業紹介事業者としての欠格事由(当社が禁錮以上の刑に処せられ、または労働基準法、職業安定法、労働者派遣法などの労働に関する法律の規定、もしくは刑法、出入国管理及び難民認定法等の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合、成年後見人、被保佐人または破産者となり復権を得ていない場合等)に該当したり、職業安定法及び労働者派遣法に違反した場合には、事業許可の取消しや業務の停止を命じられる旨を定めておりますが、現時点において当社に該当する事由はありません。しかしながら、万一当社が法令等に抵触するなどして、事業許可の取消しや業務停止を命じられた場合には、事業継続が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的に当該法令が改正され、その内容が当社事業に著しく不利な場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(災害事故等について)

当社では、自然災害、人災及びその他災害、事故等(以下「災害事故等」という。)に対処するため、マニュアルを定め、被害を最小限に止めるよう努めておりますが、想定を大幅に上回る災害事故等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、当社の事業活動等に支障が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(気候変動について)

当社は、気候変動に起因する自然災害等の影響により関連施設が被害を受け、当社の事業活動が停止・停滞した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、脱炭素社会への移行に向けて、炭素税の導入や環境規制が強化された場合、顧客先のカーボンニュートラルへの取組みに対する技術者要請に合致した人選ができない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(M & Aについて)

当社は、事業規模拡大による売上・収益拡大に向け新たな専門技術領域獲得のために、M & Aを行う方針であります。M & Aにあたっては、市場動向や顧客のニーズに加えて、対象企業の財務内容や契約関係等について、詳細なデュー・ディリジェンスを通じた事前調査を行い、十分にリスクを検討した上で決定しております。しかし、M & Aに伴い、資金需要及びのれんの償却等が発生する可能性があり、また、当該M & Aが必ずしも当社の見込み通り、シナジー効果を生むとは限らず、経営環境や事業の状況の著しい変化等によりそれぞれの経営成績が想定通り進捗しない場合、のれんの減損損失や株式の評価損が生じるなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、M & Aにより当社が従来行っていない新規事業が加わる際には、その事業固有のリスク要因が加わります。

(中期経営計画について)

当社は、2022年3月に2025年1月期を最終年度とする新中期経営計画「『持続的成長および次世代成長のための基盤を構築する』『Make Value for 2022 to 2024』」を発表し、その計画に掲げた具体的諸施策を推進しております。しかしながら、中期経営計画は、策定時点における市場環境や経済情勢の見通しに基づくものであり、市場環境や経済情勢が想定を超えて劇的に変化し、事業環境の予測が外れた場合、経営数値目標が達成されない可能性があります。

(プライム上場維持基準について)

当社は、株式会社東京証券取引所にて2022年4月適用の新市場区分についてプライム市場を選択しておりますが、2023年1月末時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、「流通株式時価総額」については基準を充たしておりません。2025年1月期までに上場維持基準を充たすため、各種取組を進めてまいりますが、財政状態及び経営成績並びに市場環境や経済情勢によっては、2025年1月期までにプライム市場の上場維持基準を充足できない可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、緩やかに持ち直しました。新型コロナウイルス感染症、ロシア・ウクライナ情勢、資源価格・為替の変動等により、顧客企業によっては、業績が下方に振れることがありましたが、当社の事業環境への大きな影響はありませんでした。

当社の主要顧客である自動車業界は、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、また、CASE等の技術革新の真ただ中であり、そのソフトウェア化に伴って半導体のニーズも急増しております。これらの業界については、足元の景気動向にかかわらず、開発を加速していく事業環境にあったため、当社への技術者要請が旺盛でした。

このような状況の中、当社の技術者派遣事業においては、技術者数が増加したことに加え、技術者ニーズの回復基調を受けて稼働率が高水準で推移し、2022年入社の新卒技術者の配属が当初の予定より前倒しで進捗したことにより、稼働人員が前年同期を上回りました。同様に技術者単価は上昇傾向にあり、前年同期より微増となりました。労働工数に関しては、前年同期より微減となりました。

請負・受託事業においては、積極的な営業展開により、受注プロジェクトへの配属者数が増加いたしました。

利益面においては、当社は技術者の労務費に関して、顧客企業に配属前の未配属者は販売管理費で計上し、配属後は売上原価で計上しており、未配属者の配属が進捗したことにより、販売管理費の労務費が減少し、売上原価が増加いたしました。一方、販売管理費に関して、労務費が減少したものの、採用・営業活動の回復に伴い求人費、旅費交通費等が増加したことにより、微増となりました。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ584,205千円増加し、5,673,188千円となりました。
当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ118,493千円増加し、1,625,230千円となりました。
当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ465,711千円増加し、4,047,958千円となりました。

b. 経営成績

当事業年度の売上高は9,242,360千円（前年同期比14.1%増）、営業利益は1,194,108千円（前年同期比18.2%増）、経常利益は1,203,054千円（前年同期比16.5%増）、当期純利益は895,148千円（前年同期比22.8%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ421,681千円増加し3,975,881千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、872,598千円（前年同期比101,662千円増）となりました。これは主に、法人税等の支払額399,953千円があったものの、税引前当期純利益1,203,054千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、24,085千円（前年同期は33,643千円の獲得）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出10,154千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、426,831千円（前年同期比156,793千円増）となりました。これは、配当金の支払額426,831千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の主たる業務は、ソフトウェア、電気・電子、機械の技術者派遣事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社の事業については、その形態から受注金額と販売金額がほぼ同等となるため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
技術者派遣事業	8,413,395	112.3
請負・受託事業	794,627	132.7
その他の事業	34,337	256.4
合計	9,242,360	114.1

(注) 1. 当社の報告セグメントは単一であるため、事業の種類別に記載しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
本田技研工業株式会社	826,783	10.2	1,051,753	11.4
株式会社本田技術研究所	1,017,018	12.6	895,763	9.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」に記載のとおりであります。なお、財務諸表等には将来に対する見積り等が含まれておりますが、これらは当事業年度末現在における当社の判断によるものであります。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 経営成績

(売上高)

技術者派遣事業においては、技術者数が増加したことに加え、技術者ニーズの回復基調を受けて稼働率が高水準で推移し、2022年入社の新卒技術者の配属が当初の予定より前倒しで進捗したことにより、稼働人員が前年同期を上回りました。同様に技術者単価は上昇傾向にあり、前年同期より微増となりました。労働工数に関しては、前年同期より微減となりました。これらの結果、当事業年度の売上高は前年同期比14.1%増の9,242,360千円となりました。

(営業利益、経常利益及び当期純利益)

当社は技術者の労務費に関して、顧客企業に配属前の未配属者は販売管理費で計上し、配属後は売上原価で計上しており、未配属者の配属が進捗したことにより、販売管理費の労務費が減少し、売上原価が増加いたしました。一方、販売管理費に関して、労務費が減少したものの、採用・営業活動の回復に伴い求人費、旅費交通費等が増加したことにより、微増となりました。これらの結果、当事業年度の営業利益は前年同期比18.2%増の1,194,108千円、経常利益は前年同期比16.5%増の1,203,054千円、当期純利益は前年同期比22.8%増の895,148千円となりました。

b . 財政状態

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ584,205千円増加し、5,673,188千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加421,681千円、売上債権の増加118,368千円があったことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ118,493千円増加し、1,625,230千円となりました。これは主に、退職給付引当金の増加92,111千円があったことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ465,711千円増加し、4,047,958千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加464,813千円があったことによるものであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要の主なものは、当社派遣技術者に伴う人件費等であります。運転資金、設備資金等の所要資金は、原則として自己資金で賄っておりますが、状況に応じて、銀行借入により資金調達することとしております。

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社のキャッシュ・フロー関連指標の推移は、以下のとおりであります。

	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
自己資本比率(%)	71.5	71.8	70.5	70.4	71.4
時価ベースの自己資本比率(%)	300.1	230.9	206.9	181.4	186.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	-	-	-	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	16,772.7	-	-	7,849.9	6,663.8

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) 株式時価総額は、自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注2) キャッシュ・フロー対有利子負債比率は、期末有利子負債がないため記載しておりません。

(注3) 2020年1月期及び2021年1月期のインタレスト・カバレッジ・レシオは、利払いがないため記載しておりません。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業運営体制、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることと認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人財を確保し、市場のニーズにあったサービス展開をしていくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

e. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、中期経営計画において、技術者数1,600名を重要指標と考え、更なる向上に努めております。当事業年度において、新卒・キャリア技術者の入社により期末技術者数は1,157名(前年同期比84名増)となりました。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備投資はありません。
また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。
なお、当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

2023年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品(千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
大阪本社 (大阪市北区)	本社	1,871	5,848	15,992	30,687	54,399	26
東京本社 横浜事業所 東日本ラーニングセンター (横浜市港北区)	本社、営業所及び研修 施設	21,118	6,499	6,133	26,685	60,436	38
名古屋事業所 (名古屋市中村区)	営業所及びテクニカル センター	771	669	-	5,895	7,337	6
宇都宮事業所 (栃木県宇都宮市)	営業所及びテクニカル センター	3,744	1,056	-	5,315	10,116	12
西日本ラーニングセンター (大阪府吹田市)	研修施設及び営業所	7,846	3,618	3,590	17,337	32,392	25

- (注) 1. 上記の事業所は賃借しております。なお、上記建物の内容は主として造作物であります。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、敷金及び保証金であります。
3. 従業員数は、各事業所の就業人員であり、顧客企業へ配属した技術者は含まれておりません。
4. 上記の他、遊休資産を含む土地(兵庫県赤穂郡上郡町733㎡、兵庫県篠山市1,631㎡、神戸市北区550㎡) 25,685千円を有しております。
5. 上記の他、主要な設備のうち他の者から賃借している設備は、以下のとおりであります。

2023年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借面積 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
大阪本社 (大阪市北区)	賃借建物	536.61	29,413
東京本社 横浜事業所 東日本ラーニングセンター (横浜市港北区)	賃借建物	810.10	28,398
名古屋事業所 (名古屋市中村区)	賃借建物	125.98	5,895
宇都宮事業所 (栃木県宇都宮市)	賃借建物	196.91	5,315
西日本ラーニングセンター (大阪府吹田市)	賃借建物	795.88	26,006

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年4月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,627,920	10,627,920	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	10,627,920	10,627,920	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年4月1日 (注)	5,313,960	10,627,920	-	238,284	-	168,323

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	-	9	25	67	34	9	7,677	7,821	-
所有株式数(単元)	-	7,568	3,067	28,109	9,495	71	57,465	105,775	50,420
所有株式数の割合(%)	-	7.15	2.90	26.57	8.98	0.07	54.33	100.00	-

(注) 自己株式2,376株は、「個人その他」に23単元及び「単元未満株式の状況」に76株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社関口興業社	兵庫県西宮市南郷町3-20	2,126,000	20.00
アルトナー従業員持株会	大阪市北区中之島3丁目2-18	996,648	9.37
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3丁目3-23	480,000	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	430,300	4.04
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	246,895	2.32
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	180,000	1.69
張替 朋則	茨城県つくば市	140,840	1.32
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	129,447	1.21
奥坂 一也	大阪府岸和田市	115,380	1.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	111,459	1.04
計	-	4,956,969	46.65

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,575,200	105,752	-
単元未満株式	普通株式 50,420	-	-
発行済株式総数	10,627,920	-	-
総株主の議決権	-	105,752	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社アルトナー	兵庫県尼崎市西大物町 5番2号	2,300	-	2,300	0.02
計	-	2,300	-	2,300	0.02

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	30	33,300

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,376	-	2,406	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、今後の事業展開や業績及び経営環境、経営基盤の強化を総合的に考慮し、株主に対する安定的な配当を実施することを経営の最重要課題と位置付けており、配当性向50%をベースに検討することとしております。資本効率の向上のため、様々な取組みの結果として、ROE20%以上を目指します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当は1株当たり40円(うち記念配当17円)を実施いたします。これにより既の実施済みの中間配当20円と合わせた通期の配当合計は1株当たり60円となりました。この結果、当事業年度の配当性向は71.2%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化への対応、人的資源の充実等に有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022年9月8日 取締役会決議	212,510	20.00
2023年4月27日 定時株主総会決議	425,021	40.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、長期安定的な株主価値向上を経営の最重要課題と位置付けており、事業の発展及び収益性を確保するとともに、より高い技術開発力を目指す技術者集団として、各業界での顧客企業とともに、“テクニカルパートナー”として成長していくことを目指しております。また、常に社会の求めるものを追求し、需要を創造するとともに、会社の持続的な発展のために経営の効率性と健全性を追求してまいります。
2. 会社の社会的役割を認識し、法令等を遵守するとともに株主・地域社会・顧客企業・従業員などステークホルダーとの良好な関係の維持発展に努めてまいります。
3. 経営環境の変化に柔軟に対応できる経営管理体制（含む内部管理体制）により、内部統制並びにリスクマネジメントをより一層強化し、管理体制の充実を図ってまいります。また、社内外への情報の迅速な開示と、経営の透明性を高めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しております。各機関の概要は以下のとおりであります。

（取締役会）

取締役会は、代表取締役社長の関口相三を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（関口相三、張替朋則、奥坂一也、佐藤宗、江上洋二）、監査等委員である社外取締役3名（野村龍一郎、寺村泰彦、森井眞一郎）の計8名で構成され、毎月2回開催しております。毎月15日前後の業績取締役会で月次業績に関連する事項を主に審議し、毎月末の定時取締役会で経営計画に関する事項、業務執行に関する重要事項の審議・決定を行っております。

（監査等委員会）

監査等委員会は、常勤監査等委員の野村龍一郎を議長とし、社外取締役である監査等委員3名で構成され、原則毎月2回開催しております。監査等委員である取締役は取締役会並びにその他重要な会議へ出席し、監査等委員会が定めた監査基準等に従い、監査方針・監査計画に沿った公正かつ独立した立場からの経営監視体制をとっております。

（指名・報酬委員会）

指名・報酬委員会は、監査等委員の寺村泰彦を議長とし、代表取締役社長1名、社外取締役である監査等委員3名の計4名で構成され、年4回以上開催することとしております。取締役の指名、報酬等に関する手続きの公平性、客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役の選任・解任及び取締役の報酬等に関する取締役会への答申を行うこととしております。

（コンプライアンス・リスク管理会議）

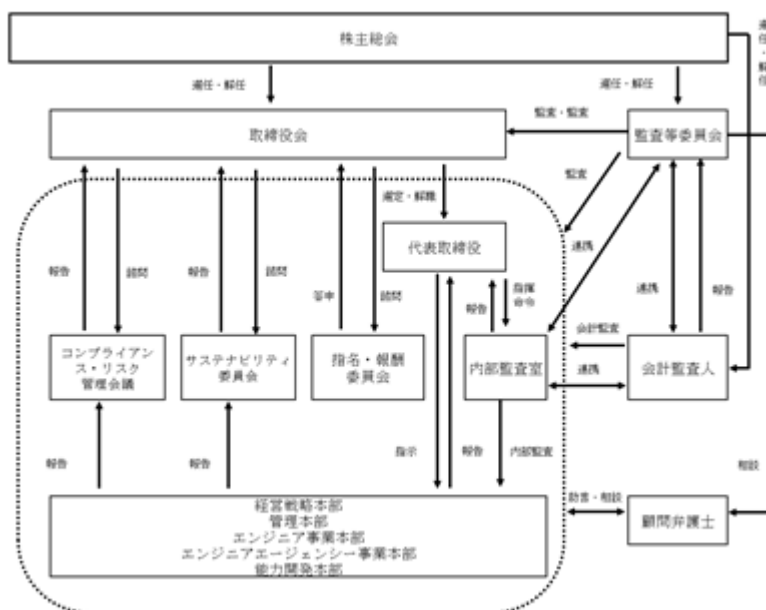
コンプライアンス・リスク管理会議は、代表取締役社長を議長とし、取締役8名に加え本部長・部長を主な構成員として、毎月1回開催しております。この会議により、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図り、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括する体制を整備しております。

（サステナビリティ委員会）

サステナビリティ委員会は、代表取締役社長を議長とし、取締役8名に加え本部長・部長を主な構成員として、年4回開催しております。この会議により、サステナビリティに関する課題・取組み等の推進・進捗管理を行っております。

当社においては、取締役相互による業務執行の監督が機能しており、また、監査等委員会による取締役会への監査・監督も機能していると判断していることから、現状の体制を採用しております。

会社の機関及び内部統制の仕組みは、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、当該方針に基づく内部統制システムの整備を実施しております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- 2) 取締役及び使用人その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- 3) 他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

b．財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- 2) 取締役及び使用人は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- 3) 内部監査室は、財務報告の適正性を確保するための体制の運用を監査しております。

c．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- 2) これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

d．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括管理するための体制を明確にしております。
- 2) 同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しておりリスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- 3) 代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

- e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会、第2回開催を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」において明確にしております。
 - 2) 取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌（職務権限）明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。
- f. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当する親会社及び子会社はありません。
- g. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任できることとしております。
 - 2) 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査等委員会の同意を必要としております。
 - 3) 監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、協議により必要とされる監査等委員会の職務補助のため使用人を置くこととしております。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとしております。また、当該使用人は、監査等委員会に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性を確保することとしております。
- h. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- 1) 取締役会、その他重要な会議に監査等委員である取締役は出席しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行状況の報告を受けております。
 - 2) 前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査等委員である取締役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
 - 3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査等委員会監査のため求められた事項を監査等委員会に報告しております。
- i. 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止しております。
- j. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行うこととしております。
- k. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役及び内部監査室長は監査等委員会監査の環境整備等について、監査等委員会との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
 - 2) 監査等委員会は監査等委員会監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について代表取締役または取締役会へ要請をしております。
 - 3) 内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
 - 4) 監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- 1) 企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- 2) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段をもって毅然とした態度で対応します。
- 3) 「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- 4) 反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- 5) いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- 6) 取締役及び使用人に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

m. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- 1) 管理本部の下、対応統括部署として総務グループが反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- 2) 弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。
- 3) 総務グループにおいて管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- 4) 反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- 5) 総務グループが社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識しております。なかでも、法令遵守及び社内規範に関するリスク管理は特に重要であると認識しており、コンプライアンス・リスク管理会議を設けて徹底を図っております。また、個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JISQ 15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムにて適正な取り扱いを行い、法令違反等への抑止及びリスク回避の目的で内部通報制度を設けてリスク管理体制の整備・強化を図っております。

八. 責任限定契約の締結

a. 取締役

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

b. 会計監査人

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人である有限責任あずさ監査法人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

二. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

ホ. 取締役の定数

当社の取締役の定数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ヘ. 取締役の選任

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ト．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

a．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

b．剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

c．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d．会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、会社法の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、取締役とのバランスを考慮したためであります。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	関口 相三	1964年12月31日生	1983年6月 株式会社メイテック入社 1988年4月 株式会社大阪技術センター(現当社)入社 1993年3月 当社取締役経営企画室長 1998年2月 当社取締役副社長 2002年2月 当社代表取締役社長(現任) 2012年2月 当社ハイパーアルトナー事業本部長	(注)3	7,601
取締役管理本部長	張替 朋則	1954年5月24日生	1978年4月 東洋紡インテリア株式会社入社 1982年3月 株式会社大阪技術センター(現当社)入社 1990年3月 当社関東事業部長 1991年3月 当社取締役 1993年3月 当社常務取締役総務部長 2007年2月 当社常務取締役管理本部長 2008年5月 当社取締役管理本部長(現任)	(注)3	142,827
取締役エンジニア事業本部長	奥坂 一也	1955年9月3日生	1978年4月 株式会社大阪技術センター(現当社)入社 1993年10月 当社第3事業部長 2002年2月 当社常勤監査役 2004年4月 当社常務取締役人材開発部長 2007年2月 当社常務取締役人材開発本部長 2007年4月 当社常務取締役事業統括本部長 2009年3月 当社常務取締役能力開発本部長 2010年2月 当社常務取締役事業推進本部長 2011年2月 当社常務取締役エンジニア事業本部長 2011年4月 当社取締役エンジニア事業本部長 2013年2月 当社取締役ヒューマンリソース事業本部長 2016年2月 当社取締役エンジニア事業本部長(現任)	(注)3	142,458
取締役経営戦略本部長兼エンジニアエージェンシー事業本部長	佐藤 宗	1973年8月14日生	1998年4月 日本バイエルアグロケム株式会社(現バイエルクロップサイエンス株式会社)入社 2004年6月 エーオンアフィニティー株式会社入社 2007年4月 当社入社 当社経営戦略本部長 2013年2月 当社経営戦略本部長兼エンジニアエージェンシー事業本部長 2015年4月 当社取締役経営戦略本部長兼エンジニアエージェンシー事業本部長 2016年2月 当社取締役経営戦略本部長 2022年2月 当社取締役経営戦略本部長兼エンジニアエージェンシー事業本部長(現任)	(注)3	3,360
取締役能力開発本部長	江上 洋二	1958年9月26日生	1981年4月 株式会社大阪技術センター(現当社)入社 2007年2月 当社人材開発本部能力開発部長 2007年4月 当社取締役人材開発本部長 2010年2月 当社取締役事業推進本部長 2011年2月 当社取締役ヒューマンリソース事業本部長 2013年2月 当社取締役エンジニア事業本部長 2016年2月 当社取締役ヒューマンリソース事業本部長 2022年2月 当社取締役能力開発本部長(現任)	(注)3	66,270
取締役(監査等委員)	野村龍一郎	1956年2月18日生	1978年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)入行 1999年5月 同行錦糸町支店長 2002年4月 同行広島支店長 2004年4月 同行証券代行営業部長 2005年10月 同行ソリューション営業部長 2007年4月 同行執行役員ソリューション営業部長 2008年4月 みずほ不動産販売株式会社専務執行役員 2016年9月 タイヨーハウス株式会社副社長 2020年3月 株式会社日本ユニスト顧問 2020年8月 丸紅プライベートリート投資法人執行役員 2022年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	111

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	寺村 泰彦	1955年11月22日生	1978年4月 株式会社横浜銀行入行 1997年12月 同行ニューヨーク支店長 2003年4月 同行執行役員金融市場部長 2006年4月 同行常務執行役員 2006年6月 協同飼料株式会社(現フィード・ワン株式会社) 非常勤監査役 2007年11月 株式会社マブチ常務取締役 2008年11月 同社専務取締役 2011年6月 相模運輸倉庫株式会社社外取締役 2018年11月 マルチトランス株式会社代表取締役 2021年4月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	1,671
取締役 (監査等委員)	森井眞一郎	1953年11月28日生	1976年3月 タカラスタンダード株式会社入社 2006年5月 同社関西直需支社長 2011年4月 同社執行役員関西直需支社長 2013年4月 同社常務執行役員関西直需支社長 2019年4月 同社常務執行役員関西直需支社管掌兼中部直需支 店管掌 2020年6月 同社顧問 2021年4月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	671
計					364,969

(注)1. 所有株式数には、アルトナー役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数(単元未満株を含む。)を記載しております。なお、提出日現在のアルトナー役員持株会による取得株式数は、確認ができないため、当事業年度末現在の実質持株数を記載しております。

2. 野村龍一郎、寺村泰彦及び森井眞一郎は、社外取締役であります。
3. 2023年4月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2023年4月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役3名は、上記の役員一覧に記載のとおり当社の株式を保有しておりますが、それ以外で人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

各社外取締役は、客観的かつ中立的な視点から、実効性の高い監査を行う役割を担っており、現状の体制で経営への監視・助言機能を十分に果たしているものと考えております。なお、社外取締役3名については、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社では、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針を特段設けておりませんが、その選任に際しては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である取締役であります。

内部監査室長と監査等委員会は、それぞれの年度毎における監査計画の立案、または、監査の報告書作成において相互に助言、情報交換及び意見交換を行うことで情報の共有化を図り効率的な監査に努めております。

監査に当たって、内部監査室と監査等委員会は会計監査人と相互に情報及び意見交換を行い、監査課題等について共有の認識を深め、必要に応じて会計監査人より助言指導を仰いでおります。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査は、室長1名及び室員1名で構成された内部監査室が、代表取締役社長承認の内部監査計画書に基づき実施し、各部門の業務状況が法令、または規程等に則り遂行されているかの検証及び経営方針との整合性並びに経営効率の妥当性について精査し、業務改善及び業務の効率性向上に必要な助言を各部門へ行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員は、社外取締役3名（常勤1名・非常勤2名）で構成されております。なお、社外取締役寺村泰彦は、金融機関での長年の経験や他社における会社経営の実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役森井眞一郎は、執行役員として支社の責任者等の要職を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役野村龍一郎は、金融機関での長年の経験や他社における会社経営に携わった実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を合計26回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
寺村 泰彦	26回	26回
三谷 高昭	14回	14回
森井 眞一郎	26回	26回
野村 龍一郎	12回	12回

(注) 三谷高昭の出席状況は2022年7月29日の監査等委員退任前に開催された監査等委員会を、野村龍一郎は2022年7月29日の監査等委員就任後に開催された監査等委員会を対象としております。

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針・監査計画の策定、取締役の職務執行の適法性、計算書類及び事業報告等の適法性、会計監査人の適格性等であります。監査等委員である取締役は、取締役会並びにその重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べております。また、代表取締役社長と定期的に会合することで取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行についての適法性並びに妥当性を監査しております。

常勤監査等委員の活動としては、監査等委員会 で 定め た 監 査 方 針 ・ 監 査 計 画 等 に 基 づ き 、 取 締 役 等 と の 意 思 疎 通 ・ 情 報 収 集 、 監 査 環 境 の 整 備 充 実 、 重 要 な 決 裁 書 類 等 の 閲 覧 等 で あ り ま す 。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

18年

c. 業務を執行した公認会計士

余野憲司（指定有限責任社員 業務執行社員）

安田智則（指定有限責任社員 業務執行社員）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他18名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、日本監査役協会公表の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、会計監査人が独立性及び不正リスクへの適切な対応も含めた品質管理体制を有していること、当社の会社規模や事業内容を踏まえた上での監査体制が整備されていること、監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を確認し、総合的に会計監査人の選定について判断しております。これらの要素を満たし、当社の会計監査が適正に行われると判断し、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選定しています。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会公表の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、会計監査人の品質管理体制の整備・運用状況、独立性及び専門性等により、会計監査人を総合的に評価し、相当と判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	20,000	2,000

当社における非監査業務の内容は、株式売出目論見書に関するコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、会計監査人からの監査計画、監査内容、監査日程等を考慮の上、監査等委員会による同意を得て、適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容・見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬については、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、その報酬限度額は、2017年4月27日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名は年額200百万円以内、監査等委員である取締役3名は年額30百万円以内として、それぞれ決議いただいております。

取締役会及び監査等委員会は、役員報酬に関して権限を有しており、その権限は固定報酬と業績連動報酬の審議と決定であります。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会が決定し、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員の協議により決定しております。

個人別の報酬等の決定方針の決定方法は、取締役会で決議された役員の報酬等に関する規定に定めております。取締役会は、株主総会で決議された総額の範囲内において、決定方針に基づき、指名・報酬委員会で審議のうえ、答申を受けていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針は、各取締役の役割及び貢献度合並びに業績等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会で審議のうえ、答申に基づき決定するものとしております。

固定報酬は、役職位別に定める額を基準とし、経営内容、社員給与とのバランス、他社水準等を総合的に勘案して決定しております。ただし、会社業績の著しい悪化等により通常の方法で算出した報酬額を支給することが妥当でない状況においては、報酬の減額措置を講ずることとしております。

業績連動報酬の指標は、取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から、当期純利益を踏まえた上での一定の計算式に基づき算出しております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は797百万円であり、実績は914百万円であります。

当事業年度の役員報酬の額の決定過程における取締役会及び監査等委員会の活動は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、固定報酬額は2018年4月26日開催の取締役会にて決定し、以後変更はありません。個々の業績連動報酬額は2023年2月28日開催の取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬について、固定報酬額は2018年4月26日開催の監査等委員会にて監査等委員の協議により決定し、以後変更はありません。個々の業績連動報酬額は2023年2月28日開催の監査等委員会にて監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	109,896	93,109	16,787	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-
社外役員	24,096	22,815	1,281	4

(注)上記には、2022年7月29日付で退任した社外役員1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案した上で、企業の株式を保有する方針としております。保有先企業の将来の見通し、株価等の状況を確認し、取締役会等において、保有の妥当性を検証しております。なお、保有目的に合致しなくなったと判断した株式については、縮減を進めてまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	13	10,099

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)オープンアップゲ ループ	2,378	2,378	業界動向等の情報収集のため	無
	4,532	3,709		
パーソルホールディ ングス(株)	438	438	業界動向等の情報収集のため	無
	1,239	1,281		
テクノプロ・ホール ディングス(株)	300	300	業界動向等の情報収集のため	無
	1,204	870		
(株)メイテック	300	100	業界動向等の情報収集のため (注)2	無
	730	668		
(株)アシスト	200	200	業界動向等の情報収集のため	無
	591	578		
(株)アルプス技研	220	220	業界動向等の情報収集のため	無
	490	395		
(株)エスユーエス	400	400	業界動向等の情報収集のため	無
	368	362		
(株)ヒップ	300	300	業界動向等の情報収集のため	無
	249	216		
(株)コプロ・ホールディ ングス	200	200	業界動向等の情報収集のため	無
	221	223		
ソーバル(株)	200	200	業界動向等の情報収集のため	無
	203	254		
(株)ジェイテック	400	400	業界動向等の情報収集のため	有
	91	72		
ヒューマンホールディ ングス(株)	100	100	業界動向等の情報収集のため	無
	88	88		
(株)フォーラムエンジニ アリング	100	100	業界動向等の情報収集のため	無
	87	84		

(注) 1. 定量的な保有効果を記載することは困難であります。経済合理性、保有の妥当性について検証を行い、いず
れも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2. (株)メイテックは、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年2月1日から2023年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の収集に努めております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,554,199	3,975,881
売掛金	1,011,154	1,129,522
仕掛品	950	4,099
原材料及び貯蔵品	3,637	3,689
前払費用	31,293	30,788
未収入金	1,336	365
その他	19,081	23,610
貸倒引当金	6,000	6,700
流動資産合計	4,615,653	5,161,256
固定資産		
有形固定資産		
建物	108,238	109,981
減価償却累計額	68,732	72,934
建物(純額)	39,505	37,046
構築物	1,172	1,172
減価償却累計額	1,172	1,172
構築物(純額)	0	0
工具、器具及び備品	47,567	51,188
減価償却累計額	30,326	33,494
工具、器具及び備品(純額)	17,240	17,693
土地	25,685	25,685
有形固定資産合計	82,431	80,424
無形固定資産		
ソフトウェア	35,489	25,715
電話加入権	1,654	1,654
無形固定資産合計	37,143	27,370
投資その他の資産		
投資有価証券	8,805	10,099
出資金	1,250	1,250
長期前払費用	1,150	563
繰延税金資産	256,431	296,162
敷金及び保証金	84,959	94,876
その他	1,159	1,185
投資その他の資産合計	353,755	404,137
固定資産合計	473,330	511,932
資産合計	5,088,983	5,673,188

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	255,536	279,675
未払費用	74,585	82,074
未払法人税等	232,197	179,813
未払消費税等	203,266	221,798
預り金	15,255	17,700
前受収益	37	37
賞与引当金	141,450	165,195
その他	4,875	7,290
流動負債合計	927,204	953,585
固定負債		
退職給付引当金	579,533	671,645
固定負債合計	579,533	671,645
負債合計	1,506,737	1,625,230
純資産の部		
株主資本		
資本金	238,284	238,284
資本剰余金		
資本準備金	168,323	168,323
資本剰余金合計	168,323	168,323
利益剰余金		
利益準備金	10,460	10,460
その他利益剰余金		
別途積立金	40,000	40,000
繰越利益剰余金	3,120,984	3,585,798
利益剰余金合計	3,171,444	3,636,258
自己株式	739	739
株主資本合計	3,577,312	4,042,126
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,933	5,832
評価・換算差額等合計	4,933	5,832
純資産合計	3,582,246	4,047,958
負債純資産合計	5,088,983	5,673,188

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
売上高	8,102,991	9,242,360
売上原価	5,302,936	6,168,503
売上総利益	2,800,055	3,073,856
販売費及び一般管理費	1,178,646	1,187,747
営業利益	1,010,409	1,194,108
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	281	284
受取手数料	593	574
研修教材料	625	593
受取地代家賃	650	408
保険配当金	6,048	6,870
助成金収入	14,794	594
その他	1,287	1,130
営業外収益合計	24,283	10,457
営業外費用		
支払利息	98	130
解約違約金	2,025	1,330
その他	227	49
営業外費用合計	2,351	1,511
経常利益	1,032,341	1,203,054
特別利益		
固定資産売却益	25,523	-
特別利益合計	25,523	-
特別損失		
固定資産除却損	78	0
特別損失合計	78	0
税引前当期純利益	1,057,786	1,203,054
法人税、住民税及び事業税	368,774	348,034
法人税等調整額	39,773	40,127
法人税等合計	329,000	307,906
当期純利益	728,785	895,148

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	2	5,137,009	96.9	5,981,094	96.9
経費		165,884	3.1	190,557	3.1
当期総製造費用		5,302,894	100.0	6,171,652	100.0
期首仕掛品棚卸高		992		950	
合計		5,303,886		6,172,602	
期末仕掛品棚卸高		950		4,099	
当期売上原価		5,302,936		6,168,503	

前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
1 原価計算の方法 実際原価に基づく個別原価計算		1 原価計算の方法 実際原価に基づく個別原価計算	
2 主な内訳は次のとおりであります。		2 主な内訳は次のとおりであります。	
旅費交通費	71,952千円	旅費交通費	81,585千円
賃借料	14,901千円	賃借料	19,138千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	238,284	168,323	168,323	10,460	40,000	2,663,150	2,713,610
当期変動額							
剰余金の配当						270,951	270,951
当期純利益						728,785	728,785
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	457,834	457,834
当期末残高	238,284	168,323	168,323	10,460	40,000	3,120,984	3,171,444

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	739	3,119,478	3,704	3,704	3,123,182
当期変動額					
剰余金の配当		270,951			270,951
当期純利益		728,785			728,785
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,229	1,229	1,229
当期変動額合計	-	457,834	1,229	1,229	459,063
当期末残高	739	3,577,312	4,933	4,933	3,582,246

当事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	238,284	168,323	168,323	10,460	40,000	3,120,984	3,171,444
当期変動額							
剰余金の配当						430,334	430,334
当期純利益						895,148	895,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	464,813	464,813
当期末残高	238,284	168,323	168,323	10,460	40,000	3,585,798	3,636,258

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	739	3,577,312	4,933	4,933	3,582,246
当期変動額					
剰余金の配当		430,334			430,334
当期純利益		895,148			895,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			898	898	898
当期変動額合計	-	464,813	898	898	465,711
当期末残高	739	4,042,126	5,832	5,832	4,047,958

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,057,786	1,203,054
減価償却費	28,675	25,922
貸倒引当金の増減額（ は減少）	700	700
賞与引当金の増減額（ は減少）	24,663	23,745
退職給付引当金の増減額（ は減少）	75,490	92,111
受取利息及び受取配当金	282	285
支払利息	98	130
固定資産売却益	25,523	-
固定資産除却損	78	0
未収入金の増減額（ は増加）	76	970
売上債権の増減額（ は増加）	115,227	118,368
棚卸資産の増減額（ は増加）	787	3,200
未払消費税等の増減額（ は減少）	19,695	18,531
未払金の増減額（ は減少）	90,675	24,139
その他	65,967	4,945
小計	1,091,572	1,272,396
利息及び配当金の受取額	282	285
利息の支払額	98	130
法人税等の支払額	320,821	399,953
営業活動によるキャッシュ・フロー	770,935	872,598
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,015	7,042
有形固定資産の売却による収入	43,779	-
無形固定資産の取得による支出	6,248	7,099
敷金及び保証金の差入による支出	144	10,154
敷金及び保証金の回収による収入	298	238
その他	26	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,643	24,085
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	270,037	426,831
財務活動によるキャッシュ・フロー	270,037	426,831
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	534,541	421,681
現金及び現金同等物の期首残高	3,019,657	3,554,199
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,554,199	1 3,975,881

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 仕掛品
 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - (2) 貯蔵品
 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物 8～26年
 工具、器具及び備品 4～15年
 - (2) 無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準
 - (1) 技術者派遣
 派遣契約に基づき技術者を顧客に派遣し、契約期間にわたりサービスを提供しております。技術者の稼働時間の経過につれて履行義務が充足されると判断し、契約期間における稼働実績に基づき収益を認識しております。
 - (2) 請負・受託
 顧客から設計開発等を受託し、当社の指揮命令のもと顧客との契約による成果物の納品または業務の遂行を行っております。顧客が検収した時点または業務の遂行を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
当座貸越極度額	1,450,000千円	1,450,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,450,000	1,450,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度93%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
給料及び手当	714,072千円	668,997千円
旅費交通費	65,327	75,885
賃借料	173,104	168,516
賞与引当金繰入額	21,528	23,799
退職給付費用	26,122	28,826
減価償却費	28,544	25,626
貸倒引当金繰入額	700	700

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,627,920	-	-	10,627,920
合計	10,627,920	-	-	10,627,920
自己株式				
普通株式	2,376	-	-	2,376
合計	2,376	-	-	2,376

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月22日 定時株主総会	普通株式	122,193	11.50	2021年1月31日	2021年4月23日
2021年9月8日 取締役会	普通株式	148,757	14.00	2021年7月31日	2021年10月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 定時株主総会	普通株式	217,823	利益剰余金	20.50	2022年1月31日	2022年4月22日

当事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,627,920	-	-	10,627,920
合計	10,627,920	-	-	10,627,920
自己株式				
普通株式	2,376	-	-	2,376
合計	2,376	-	-	2,376

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 定時株主総会	普通株式	217,823	20.50	2022年1月31日	2022年4月22日
2022年9月8日 取締役会	普通株式	212,510	20.00	2022年7月31日	2022年10月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月27日 定時株主総会	普通株式	425,021	利益剰余金	40.00	2023年1月31日	2023年4月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金勘定	3,554,199千円	3,975,881千円
現金及び現金同等物	3,554,199	3,975,881

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,554,055	-	-	-
売掛金	1,011,154	-	-	-
合計	4,565,210	-	-	-

当事業年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,975,707	-	-	-
売掛金	1,129,522	-	-	-
合計	5,105,230	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2022年1月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	8,805	1,697	7,107
	小計	8,805	1,697	7,107
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		8,805	1,697	7,107

当事業年度(2023年1月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	10,099	1,697	8,401
	小計	10,099	1,697	8,401
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		10,099	1,697	8,401

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
退職給付債務の期首残高	569,633千円	653,266千円
勤務費用	60,534	69,665
利息費用	4,767	5,467
数理計算上の差異の発生額	29,571	186,550
退職給付の支払額	11,240	12,489
退職給付債務の期末残高	653,266	529,360

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
非積立型制度の退職給付債務	653,266千円	529,360千円
未積立退職給付債務	653,266	529,360
未認識数理計算上の差異	73,733	142,284
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	579,533	671,645
退職給付引当金	579,533	671,645
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	579,533	671,645

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
技術者派遣	8,413,395千円
請負・受託	794,627
その他	34,337
顧客との契約から生じる収益	9,242,360
その他の収益	-
外部顧客への売上高	9,242,360

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針)5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金(期首残高)	1,011,154千円
売掛金(期末残高)	1,129,522

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
株式会社本田技術研究所	1,017,018
本田技研工業株式会社	826,783

(注)当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
本田技研工業株式会社	1,051,753

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり純資産額	337.14円	380.96円
1株当たり当期純利益	68.59円	84.24円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
当期純利益(千円)	728,785	895,148
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	728,785	895,148
普通株式の期中平均株式数(株)	10,625,544	10,625,544

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	108,238	1,743	-	109,981	72,934	4,202	37,046
構築物	1,172	-	-	1,172	1,172	-	0
工具、器具及び備品	47,567	5,299	1,679	51,188	33,494	4,847	17,693
土地	25,685	-	-	25,685	-	-	25,685
有形固定資産計	182,663	7,042	1,679	188,026	107,602	9,049	80,424
無形固定資産							
ソフトウェア	120,142	7,099	-	127,241	101,525	16,872	25,715
電話加入権	1,654	-	-	1,654	-	-	1,654
無形固定資産計	121,796	7,099	-	128,895	101,525	16,872	27,370

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,000	6,700	-	6,000	6,700
賞与引当金	141,450	165,195	141,450	-	165,195

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	173
預金	
当座預金	3,882,031
普通預金	31,467
別段預金	2,208
定期預金	60,000
小計	3,975,707
合計	3,975,881

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
本田技研工業(株)	171,193
(株)本田技術研究所	123,582
レーザーテック(株)	76,764
(株)ニコン	65,546
ポッシュ(株)	40,462
その他	651,972
合計	1,129,522

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
1,011,154	10,166,579	10,048,211	1,129,522	89.9	38.4

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
請負・受託事業	4,099
合計	4,099

二．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
印刷物	3,187
クオカード	500
収入印紙	2
合計	3,689

ホ．繰延税金資産

繰延税金資産は296,162千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

負債の部

イ．退職給付引当金

区分	金額（千円）
退職給付債務	529,360
未認識数理計算上の差異	142,284
合計	671,645

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	2,232,489	4,522,954	6,891,658	9,242,360
税引前四半期（当期）純利益（千円）	379,081	691,862	942,014	1,203,054
四半期（当期）純利益（千円）	263,308	479,740	653,262	895,148
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	24.78	45.15	61.48	84.24

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（円）	24.78	20.37	16.33	22.76

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.artner.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定により請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。
2. 特別口座に記録されている単元未満株式の買取り・売渡しについては、みずほ信託銀行(株)の全国本支店にて取扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第60期）（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）2022年4月21日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2022年4月21日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第61期第1四半期）（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）2022年6月10日近畿財務局長に提出
（第61期第2四半期）（自 2022年5月1日 至 2022年7月31日）2022年9月12日近畿財務局長に提出
（第61期第3四半期）（自 2022年8月1日 至 2022年10月31日）2022年12月12日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年4月27日

株式会社アルトナー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 余野 憲司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安田 智則
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルトナーの2022年2月1日から2023年1月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルトナーの2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

技術者派遣事業に関する売上高の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社アルトナー（以下、「会社」という。）の売上高9,242,360千円のうち、技術者派遣事業に関する売上高は8,413,395千円であり、売上高の91%を占めている。</p> <p>「注記事項（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、技術者派遣事業は、技術者の稼働時間の経過につれて履行義務が充足されると判断し、契約期間における稼働実績に基づき、売上を認識している。会社は、顧客と合意した契約上の単価に、派遣した技術者の労働時間を乗じて売上高を計上している。</p> <p>技術者派遣事業に係る売上高の計上に当たって、主に以下の理由から、売上高の計上を誤るリスクがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の技術水準等に基づき、契約単価や請求可能な労働時間等について、技術者ごとに異なる条件で顧客と個別に契約されること ・入力担当者が総労働時間から契約条件に基づき請求可能な労働時間を算定し、システム入力を行っており、その処理件数が膨大となること <p>以上から、当監査法人は、技術者派遣事業に関する売上高の正確性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、技術者派遣事業に関する売上高の正確性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>技術者派遣事業に関する売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客との契約で定めた単価、派遣技術社員の請求対象となる労働時間に基づいて算定された売上高について、入力担当部門においてその正確性を確認し、承認する統制 ・営業部門が報告した売掛金の入金差異要因について、経理部門が差異要因の合理性を確認する統制 <p>(2) 売上高の正確性の検討</p> <p>技術者派遣事業に関する売上高が正確に計上されているか否かを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客ごとの取引規模の趨勢等を踏まえて売上高の計上誤りのリスクが高い可能性があると抽出した取引について、契約書で定められた契約単価及び顧客により承認された時間に基づいて当監査法人が再計算を実施し、会社が計上した売上高と一致していることを確認した。 ・統計的手法によって抽出した顧客に対して実施した売掛金に係る残高確認書の回答を当監査法人が直接入手し、帳簿残高と照合した。 ・事業年度末における会社の入金差異に係る報告資料を閲覧し、入金差異の有無及び差異要因の内容を把握し、差異要因を詳細に検証する必要がある重要な差異の有無を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルトナーの2023年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アルトナーが2023年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。